

令和元年度第8回清須市農業委員会議事録

召集年月日 令和1年11月25日(月) 午後2時

召集場所 清須市役所南館3階 大会議室

開 会 令和1年11月25日(月) 午後2時

出席委員 14名

1番 伊藤 正敏 2番 酒井 温司 3番 浅井 尊弘 4番 八木 一広

5番 中野 浩光 6番 三宅 正恭 7番 日下部錠一 8番 岩田 房喜

9番 石塚 芳政 10番 後藤 正臣 11番 林 秀雄 12番 水野 格廉

13番 石川 雄二 14番 櫻井 重利

農地利用最適化推進委員 3名

早川 由信

猪子 勝三

堀田 啓

欠席委員

本会議に職務のために出席した者の氏名

事務局長 石田 隆

主 事 石塚 正己、日下部 錬

議事日程

1 提出案件

(1) 議決案件

議案第14号 農地法5条の規定による許可申請 …………… 5件

議案第15号 農地パトロールの結果に基づく利用意向調査の実施

議案第16号 農地利用計画変更の申出 …………… 1件

(2) 報告案件

報告第15号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出 …………… 5件

報告第16号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出 …………… 13件

2 その他

会

長 こんにちは。

立冬を過ぎ、暑かった秋から一気に冬へと季節が変わりました。

朝晩の冷え込みも厳しくなり、インフルエンザなど季節性の病気が、はやり始めております。委員の皆さんは体調管理に、十分注意してください。

では、改めまして只今から、令和元年度第8回清須市農業委員会を開催いたします。本日の出席議員は14名で、定足数に達していることをご報告いたします。

また、農地最適化推進委員は3名全員出席しております。

次に、本日の議事録署名者を指名させていただきます、本日は5番中野 浩光委員と6番 三宅 正恭委員にお願いしたいと思います。

ご異議ございませんか。

(異議なしの声を確認の上)

ありがとうございます。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

本日の提出案件

(1) 議決案件について

【議案第14号】

- ・農地法5条の規定による許可申請 …………… 5件

【議案第15号】

- ・農地パトロールの結果に基づく利用意向調査の実施

【議案第16号】

- ・農地利用計画変更の申出 …………… 1件

(2) 報告案件について

【報告第15号】

- ・農地法第4条第1項第7号の規定による届出 …… 5件

【報告第16号】

- ・農地法第5条第1項第6号の規定による届出 …… 13件

それでは、【議案第14号】 農地法第5条第1項の規定による許可申請5件を議題といたします。

19番から事務局に説明を求めます。

事務局

1ページ目、議案14号、番号19をご覧ください。

申請地は、清須市春日舟付___番、登記、現況共に田で面積は___m²です。

貸人及び借人は議案書のとおりです。資材置場造成のための賃貸借権設定の一時転用になります。

申請者の____は、____に本社を置き、建設業を主な業務とする法人です。転用の目的は、____に伴い、工事場所に近く、周辺住民の迷惑にならない当申請地に新たに一時的に資材置場を造成するというものです。

申請地は、市街化調整区域で、名古屋第二環状自動車道清洲東IC第2入口より概ね270m以内の区域にある農地です。農地区分は、「運用通知第2の1の(1)エ-(ア)-a-(b) インターチェンジなどから300m以内の区域にある農地」に該当するため、第3種農地と判断でき、原則許可となります。

また、一般基準についても特段の問題はございません。

以上で説明を終わります。

会 長 事務局の説明が終わりました。この案件の地元は、櫻井委員ですが
櫻 井 委 員 特に問題ありませんが、一時転用なので完了後はきちんと復元する
ようお願いします。

会 長 他に何かご意見などありませんか。
なければ、この案件について、当農業委員会として「許可相当」と
して、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。では、この案件について、「許可相当」と
の意見を付して県に進達することといたします。

事務局 続きまして、20番、事務局に説明を求めます。

事務局 1ページ目、議案14号、番号20をご覧ください。

申請地は、春日八幡____番、登記、現況共に畑で面積は____㎡で
す。

受人及び渡人は議案書のとおりです。駐車場及び敷地拡張のための
所有権移転の農地転用です。

申請者の____は、現在____に妻と子供の三人でくらしております。
申請者が相続で受け継いで申請地の隣にある建物にくらしている祖母
が、高齢のため一人で居住することが難しくなり、申請者家族と同居
することになりました。しかし、その建物には駐車場が設けられてお
らず、申請者家族が同居するに伴い、駐車場の確保が必要になったた

め本申請に至りました

申請地は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地のため、立地基準は第3種農地になり、原則許可になります。また、一般基準についても特段の問題はございません。

以上で説明を終わります。

会 長 事務局の説明が終わりました。この案件の地元は林委員になりますが。

林 委 員 特に問題ありません。

会 長 他に何かご意見などありませんか。

なければ、この案件について、当農業委員会として「許可相当」として、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。では、この案件について、「許可相当」との意見を付して県に進達することといたします。

続きまして、21番、事務局に説明を求めます。

事 務 局 1ページ目、議案14号、番号21をご覧ください。

申請地は、阿原角之城___番、登記、現況共に畑で面積は___㎡です。

受人及び渡人は議案書のとおりです。駐車場設置のための賃借権設定の農地転用です。

申請者の___は、___に本社を置き、物品の配送を主な業務とする法人です。近年業績が好調なため業務の拡大に伴い従業員数が増加し、駐車スペースが不足しており、その解消が転用の目的になります。本社近隣にて駐車場として利用できる土地を探していたところ、申請地所有者より承諾を得ることができ、本申請に至りました

申請地は、市街化調整区域で、住宅、店舗、事務所その他の事業用施設、公共施設又は公益的施設が連たんしている区域に近接する区域にある農地で、その規模が10ha未満であることから、第2種農地となり、運用通知のオ-（イ）周辺の他の土地を利用することにより事業目的を達成することができる場合以外のものに該当します。また、一般基準についても特段の問題はございません。

以上で説明を終わります。

会 長 事務局の説明が終わりました。この案件の地元は八木委員になります。
すが。

八 木 委 員 特に問題ありません。

会 長 他に何かご意見などありませんか。

なければ、この案件について、当農業委員会として「許可相当」として、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。では、この案件について、「許可相当」との意見を付して県に進達することといたします。

続きまして、22番、事務局に説明を求めます。

事 務 局 1ページ目、議案14号、番号22をご覧ください。

申請地は、春日白弓____、登記、現況共に田で面積は____㎡です。

受人及び渡人は議案書のとおりです。駐車場設置のための賃借権設定の農地転用です。

申請者の____は、____に本社を置き、各種イベントの会場設営、室内装飾の設計加工を主な業務とする法人です。近年業績が好調なため業務の拡大に伴い従業員数が増加し、駐車スペースが不足しており、その解消が転用の目的になります。本社近隣にて駐車場として利用できる土地を探していたところ、申請地所有者より承諾を得ることができ、本申請に至りました

申請地は、市街化調整区域で、名古屋高速16号一宮線春日入口より概ね150m以内の区域にある農地です。農地区分は、「運用通知第2の1の(1) エ-(ア)-a-(b) インターチェンジなどから300m以内の区域にある農地」に該当するため、第3種農地と判断でき、原則許可となります。

また、一般基準についても特段の問題はございません。

以上で説明を終わります。

会 長 事務局の説明が終わりました。この案件の地元は私になります。
すが。

会 長 特に問題ありません。

会 長 他に何かご意見などありませんか。
なければ、この案件について、当農業委員会として「許可相当」として、よろしいでしょうか。
（「異議なし」の声あり）
ありがとうございます。では、この案件について、「許可相当」との意見を付して県に進達することといたします。

続きまして、23番ですが、この案件については____委員が譲受人本人となっていますので、ここでいったん退室願います。

それでは、事務局に説明を求めます。

事 務 局 2ページ目、議案14号、番号23をご覧ください。

申請地は、____で登記、現況共に田で面積は____㎡です。

受人及び渡人は議案書のとおりです。事務所、倉庫の建築及び駐車場設置のための所有権移転の農地転用です。

申請者の____は、____に本社を置き、一般貨物自動車運送業を主な業務とする法人です。近年業績が好調なため業務の拡大を考えており、それに伴い新社屋の建築を計画しておりました。申請地は、水道、排水路も近くまで整っており、地形、面積ともに流通業務施設の建築に適しており、土地所有者より承諾を得ることもできたため、本申請に至りました

申請地は、概ね10ha以上の一団の農地の区域内にある農地であることから、立地基準は第1種農地に該当します。また、申請地は、既存集落に接続する農地であり、申請地周辺の他の所有農地との比較検討の結果、申請地以外では代替性が確保できないため、許可基準はイー（イ）－c－（e）住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに供するものに該当します。

また、一般基準についても特段の問題はございません。

以上で説明を終わります。

会 長 事務局の説明が終わりました。この案件については私が現地で確認をしておりますが。

会 長 特に問題ありません。

会 長 他に何かご意見などありませんか。
なければ、この案件について、当農業委員会として「許可相当」として、よろしいでしょうか。
(「異議なし」の声あり)
ありがとうございます。では、この案件について、「許可相当」との意見を付して県に進達することといたします。
それでは後藤委員に入室を認めます。

続きまして、【議案第15号】 農地パトロールの結果に基づく利用意向調査の実施を議題といたします。

事務局に説明を求めます。

事 務 局 ではお手元にある資料をご覧ください。
まず、農地パトロールの結果に基づく利用意向調査の実施と書いてある資料の方ですが、前年度から継続して遊休農地である農地と今年度新規で遊休農地と認定された農地に対し、どのような措置を実施したかについて書かれたものです。

一枚はねて頂いて農地パトロール実施報告書では農地パトロールを行った結果、遊休農地をどのように判断したかをまとめてあります。

以上で説明を終わります。

会 長 何かご質問、ご意見等ありませんか。
なければ、この案件について、当農業委員会として承認してよろしゅうございますか。
(「異議なし」の声あり)
ありがとうございます。では、この案件について原案のとおり当農業委員会として承認することといたします。

続きまして、【議案第16号】 農地利用計画変更の申出1件を議題といたします。

3番から事務局に説明を求めます。

事 務 局 お手元の追加資料、議案第16号をお願いします。
この案件は議案書のとおり清須市長あてに、農用地の利用計画変更の申出が提出され、農業委員会等に意見を求めるものです。
今回の申出は1件で、本日の意見をもとに愛知県知事に農用地からの除外の手続きをし、同意を得られた後許可申請を行うものです。

ご存知のとおり農用地の除外には、5つの要件というものがあ
り、

- ① 他の土地で代えることが困難なこと
- ② 農用地の集団化、農作業の効率化に支障がないこと
- ③ 農用地の利用集積に支障がないこと
- ④ 土地改良施設の機能に支障がないこと
- ⑤ 土地改良事業の完了後8年を経過していることがあげられま
す。

今回の申出地は、春日____記載の場所となります。

除外の面積は____㎡で、申出者の父親が所有者する農地です。

将来を見据え実家の近隣において住居を構えるべく周辺にて数筆の
物件を当たりましたが、契約に至らず、父親に相談したところ了解を
得られましたので今回の申し出となりました。

初めにお話しました5つの要件は全てクリアーしております。

該当地は農用地の周辺部でもあり、また隣地にも分家住宅が建築さ
れており、農地を分断することも無く、__mに____、__mに____のあ
る場所となります。

農地区分は運用通知のエー（ア）－a－（a）で「水道管、下水道
管、ガス管のうち2種類以上が埋設されている幅員4m以上の道路の
沿道の区域で、おおむね500m以内に2つ以上の教育施設、医療施
設その他の公共施設又は公益的施設がある区域にある農地」に該当、
第3種農地となり、農地法の許可基準はエー（イ）に該当し「許可で
きる」と判断されます。

また、関連する他法令につきましても問題ないことを確認していま
す。

以上、説明を終わります。

会 長 事務局の説明が終わりました。

この案件について、ご意見等があればお伺いいたします。

会 長 他に何かご意見等ありませんか。

なければ、この案件について、本委員会として「意見なし」としてよ
ろしゅうございますか。

（「異議なし」の声あり）

ただいま「異議なし」の声がありましたので、この案件について当

農業委員会として「意見なし」として回答いたします。

続きまして、(2) 報告案件に入ります。

【報告第15号】農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、事務局より読み上げますから、地区の担当委員さんは、何かありましたらお願いします。

事務局 (第4条届出) では、読み上げさせていただきます。

番号 22、土田郷上切____で登記田、現況宅地です。

岩田委員 特に問題ありません。

事務局 番号 23、春日西____で登記畑、現況宅地です。

林委員 特に問題ありません。

事務局 番号 24、西堀江萩山____で登記畑、現況雑種地です。

堀田委員 特に問題ありません。

事務局 番号 25、西枇杷島古城一丁目____で登記田、現況休耕田です。

伊藤委員 特に問題ありません。

事務局 番号 26、清洲菅田____で登記、現況共に畑です。

中野委員 特に問題ありません。

事務局 農地法第4条第1項第7号の規定による届出については以上になります。

会長 以上の件について、何か質問等ありませんか。

続きまして、【報告第16号】農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、事務局より読み上げますから、地区の担当委員さんは、何かありましたらお願いします。

事務局 (第5条届出) では、読み上げさせていただきます。

番号 69、土田三丁目____で登記、現況共に畑です。

岩 田 委 員 特に問題ありません。

事 務 局 番号 70、桃栄四丁目____で登記畑、現況雑種地です。

堀 田 委 員 特に問題ありません。

事 務 局 番号 71、土器野本山____で登記畑、現況宅地です。

堀 田 委 員 こちらも問題ありません。

事 務 局 番号 72、西枇杷島小田井二丁目____で登記、現況共に雑種地です。

伊 藤 委 員 特に問題ありません。

事 務 局 番号 73、一場御園____で登記、現況共に畑です。

三 宅 委 員 特に問題ありません。

事 務 局 番号 74、春日西____で登記畑、現況雑種地

番号 75、春日西____で登記畑、現況雑種地です。

林 委 員 特に問題ありません。

事 務 局 番号 76、清洲内須ヶ口____で登記、現況共に畑です。

中 野 委 員 特に問題ありません。

事 務 局 番号 77、西田中長堀____で登記、現況共に畑です。

中 野 委 員 こちらも問題ありません。

事 務 局 番号 78、土田郷上切____で登記畑、現況雑種地

番号 79、土田郷上切____で登記畑、現況雑種地です。

岩 田 委 員 特に問題ありません。

事 務 局 番号 80、春日野方____で登記畑、現況雑種地です。

早川委員 特に問題ありません。

事務局 番号 81、春日壱屋敷____で登記、現況共に畑です。

早川委員 こちらも問題ありません。

事務局 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出については以上になります。

会長 以上の件について、何か質問等ありませんか。
それでは、その他、へ移ります。事務局何かありますか。

事務局 特にありません。

会長 それでは、次回の開催について確認します。
令和元年 1 2 月 2 5 日、水曜日、午後 1 時半から、場所は清須市役所南館 3 階大会議室にて開催予定ですのでよろしくお願いいたします。
以上で令和元年度第 8 回農業委員会を閉会します。
本日はご苦勞様でした。

備考 個人情報に当たるとの考えから、議事録中の具体的な住所の番地は「 番地」、農地の地番は「 番」との表記で省略して記載しています。